

個人情報保護委員会（第27回）議事概要

- 1 日時：平成28年12月13日（火）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、
小川参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」
について（金融分野・信用分野・債権管理回収業分野）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「金融関連分野においては、従来から『本人の同意』や『本人への通知』について書面主義であるなど、個人情報保護法で求める水準より厳格な運用が現行の主務大臣のガイドラインで求められており、現場においても適切な運用が行われているものと承知している。こうした規制水準が原則として維持されるのは、消費者の権利利益の保護の観点や事業者の実務運用の継続性の観点から、適切なことである。また、要配慮個人情報と現行ガイドラインにおける機微情報との関係が的確に整理統合されたことなど、随所に知恵を感じられるガイドラインとなっている」という旨の発言があった。

宮井委員から「金融関連分野においては、分野をまたがって事業を営んでいる事業者もあり、分野ごとに異なる点や複雑な点があるので、業界から質問や相談があった場合には、委員会としても丁寧に対応する必要がある」という旨の発言があった。

大滝委員から「事業者には通則ガイドライン等と分野別ガイドラインが適用されることとなるため、各業界の認定個人情報保護団体には、事業者に対し、しっかりと啓発・指導することが求められる。また、委員会としても認定個人情報保護団体と密接に連携し対応していくことが重要である」という旨の発言があった。

堀部委員長から「パブリックコメントを実施することで、いろいろな御意見を頂戴すると思うので、それらを踏まえて更に検討していくこととしたい。分野別ガイドラインは、委員会の通則ガイドライン等を踏まえて分かりやすくまとめられており、改正個人情報保護法に基づいた適正な対応が確保されると考える」という旨の発言があった。

金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）が原案のとおり了承され、これらをパブリックコメントに付すこととなった。

(2) 議題2：番号法第19条第8号に基づく規則案等に係るパブリックコメント結果報告

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承された。

(3) 議題3：海外出張報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

熊澤委員から、「今回のアジア太平洋プライバシー執行機関フォーラムでは、正式メンバー間で密な意見交換をすることができ、当委員会について日本の独立した唯一の個人情報保護機関であるという認識が着実に根付いてきていると感じた。また、CBPRについてはガイドラインに明示的に盛り込んだことについて説明したところ、興味を持っている国も多く見られたことから、これらの国を参加に導くようサポートするとともに日本がリーダーシップをとってアジア太平洋地域における円滑なデータ流通の促進を図りたい」という旨の発言が、嶋田委員から「産業界は、EUとのスムーズなデータ流通の環境構築に関心が高いため、これを踏まえて日EU間の対話を進めていただきたい。また、このような頻繁なEUとの対話の実績を国内でも発信していきたい」という旨の発言があった。

(4) 議題4：その他

宮井委員の海外渡航について承認された。

以上